

18. 施設使用料一覧

根室市別当賀夢原館

専用使用 (単位: 円)

時間区分 使用区分	午 前	午 後	夜 間	全 日	備考
	9~12 時	12~17 時	17~22 時	9~22 時	
研修室 A	940	1,260	1,680	3,360	68 m ²
研修室 B	470	630	840	1,680	45 m ²
研修室 C	470	630	840	1,680	45 m ²
調理室・食堂	730	1,150	1,570	3,150	48 m ²
体育館	3,250	3,880	5,880	11,760	337 m ²
シャワー室	1人1回 100円				
バーベキュー ハウス	1炉1回 100円				

- ・10月16日～翌年5月31日まで、暖房料（使用料の30%）がかかります。
- ・入場料を徴収するもの、営業行為の場合は使用料の100%増額となります。
- ・調理室・食堂を料理教室等で専用使用し、付属器具、水道、ガス、電気を使用する場合は、調理室・食堂午後料金の50%を基準として、午前、午後、夜間を各1回としてそれぞれの使用時間区分を合算した額となります。

宿泊研修（1人1泊） (単位: 円)

使 用 区 分	通常期間	暖 房 使 用 期 間	
小学生～高校生	個 人	310	400
	団 体	240	320
大 人	個 人	420	540
	団 体	330	430

- ・小学生未満は無料です。
 - ・団体料金は20人以上です。
 - ・10月16日～翌年5月31日まで、暖房料がかかります。
- ★専用使用・宿泊研修（3人以上の団体・グループ）は事前に申し込みが必要です。
- ★専用使用しない利用の場合は無料です。

根室市総合文化会館基本使用料

(単位: 円)

時間区分	使用区分	面積(m ²)	午 前	午 後	夜 間	全 日
			9~12	12~17	17~22	9~22
大ホール (舞台含む)	平 日	1311.9 4	29,500	42,100	62,580	125,160
	土・日・祝日		34,430	49,140	73,180	146,370
小ホール (舞台含む)	平 日	555.92	13,330	18,900	28,240	56,490
	土・日・祝日		15,530	22,050	32,970	65,940
大 ホ ー ル 舞 台		547.01	4,510	6,720	9,450	18,900
小 ホ ー ル 舞 台		264.80	2,200	3,150	4,620	9,240
第 1 楽 屋		20.26	420	630	840	1,680
第 2 楽 屋		30.52	630	940	1,470	2,940
第 3 楽 屋		30.99	630	940	1,470	2,940
シャワー室（1人）		-	100	100	100	-
リハーサル室		143.84	3,360	4,830	6,930	13,860
幼児室		53.50	1,260	1,780	2,620	5,250
多目的ホール		292.87	6,820	9,870	14,170	28,350
更衣室		7.72	100	210	310	630
婦人活動室		54.86	1,260	1,780	2,620	5,250
芸術室		71.40	1,680	2,410	3,460	6,930
実習室		100.32	3,360	4,300	6,300	12,600
特別会議室		135.76	3,150	4,510	6,510	13,020
中会議室		72.99	1,680	2,410	3,460	6,930
第1講座室		46.81	1,050	1,570	2,200	4,410
第2講座室		100.78	2,310	3,360	4,830	9,660
第3講座室		103.74	2,310	3,360	4,830	9,660
視聴覚室		131.81	3,150	4,510	6,510	13,020
視聴覚映写室		28.31	630	940	1,470	2,940
第1和室		19.21	420	630	840	1,680
第2和室		16.99	420	630	840	1,680
第3和室		18.96	420	630	840	1,680
水屋		7.20	100	210	310	630

備考

1. 午前と午後、午後と夜間をとおして使用する場合の使用料は、それぞれの区分の基本使用料の合算した額とする。
2. 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収し、若しくは営業行為をする場合は、基本使用料の100%を増額して徴収する。
3. 時間区分を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料は、超過又は繰り上げ1時間（1時間未満は、1時間とみなす。）につき、当該時間区分の基本使用料の30%の額とする。
4. 冷暖房（冷房は、大・小ホール、多目的ホール、特別会議室）を使用する場合は、基本使用料の30%に相当する額を加算する。
5. 祝日には、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第2項に規定する休日を含むものとする。

使用料の減免

1. 公共のため行う集会で、市及び市の機関が主催又は共催するものの使用料（冷暖房加算を含む。）の免除又は70%減額。
2. 社会教育関係団体が、社会教育活動のため使用するものの使用料（冷暖房加算を含む。）の70%減額。ただし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この限りでない。
3. 社会福祉団体、地域自治会が主催する営利を目的としない行事等に使用するものの使用料（冷暖房加算を含む。）の70%減額。
4. 幼、小、中、高等学校が教育課程の一環として行う行事使用料（冷暖房加算を含む。）の免除。
5. その他、特に教育委員会が公益上必要と認めたもの。

根室市青少年センター使用料

別表(改)			根室市青少年センター使用料 (5月～10月)						(単位：円)			
区分(占有して使用する場合)			午前		午後		夜間		午前・午後		午後・夜間	
			9:00～12:00		12:00～17:00		17:00～21:00		9:00～17:00		12:00～21:00	
講堂 及び 体育館	教育目的 及びアマ チュアス ポーツに 使用する 場合	入場料の類を徴収しない場合	2,620		3,990		3,990		6,610		7,870	10,500
		70%減額した使用料	780		1,190		1,190		1,980		2,360	3,150
		入場料の類を徴収する場合	6,610		9,870		9,870		16,380		19,740	26,250
	営業又は 興行等に 使用する 場合	入場料の類を徴収しない場合	16,250		24,440		24,440		40,690		48,750	65,000
		入場料の類を徴収する場合	48,750		73,190		73,190		121,940		146,250	195,000
	その他集会等に使用する場合	3,990		5,880		5,880		9,870		11,860	15,750	
第1研修室 第2研修室	教育目的 及びアマ チュアス ポーツに 使用する 場合	310		420		420		630		840	1,050	
		70%減額した使用料	90		120		120		180		250	310
	営業又は興行等に使用する場合	3,250		4,940		4,940		8,190		9,750	13,000	
		その他集会等に使用する場合	420		630		630		940		1,150	1,570
トレーニング機械使用料(1人1日)			中学・高校 100、一般 210									
備考	1. 開館時間前に使用したときは、午前の規定使用料、閉館時間を超えて使用した時は、夜間の規定使用料のそれぞれ1時間当たりの額にその額の30%を加算した額の使用時間数の額を徴収する。 2. 暖房料は、暖房を使用している期間、規定使用料の30%を加算して徴収する。 3. 特設電力量、臨時電灯料は、その都度実費を徴収する。 4. 1及び2において、それぞれ30%加算した額に、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。 5. 70%減額の使用料は、規定使用料と加算された暖房料の合計額から70%減額する。 (各々から減額しない)											

別表(改)			根室市青少年センター使用料 (11月～4月)										(単位：円)																													
区分(占有して使用する場合)			午前			午後			夜間		午前・午後		午後・夜間		全日																											
			9:00～12:00		12:00～17:00		17:00～21:00		9:00～17:00		12:00～21:00		9:00～21:00																													
講堂 及び 体育館	教育目的 及びアマ チュアス ポーツに 使用する 場合	入場料の類を徴収しない場合	2,620	780	3,400	3,990	1,190	5,180	3,990	1,190	5,180	6,610	1,980	8,590	7,870	2,360	10,230	10,500	3,150	13,650																						
		70%減額した使用料			1,020			1,550			1,550			2,570			3,060			4,090																						
		入場料の類を徴収する場合	6,610	1,980	8,590	9,870	2,960	12,830	9,870	2,960	12,830	16,380	4,910	21,290	19,740	5,920	25,660	26,250	7,870	34,120																						
	営業又は興行等に 使用する場合	入場料の類を徴収しない場合	16,250	4,870	21,120	24,440	7,330	31,770	24,440	7,330	31,770	40,690	12,200	52,890	48,750	14,620	63,370	65,000	19,500	84,500																						
		入場料の類を徴収する場合	48,750	14,620	63,370	73,190	21,950	95,140	73,190	21,950	95,140	121,940	36,580	158,520	146,250	43,870	190,120	195,000	58,500	253,500																						
	その他集会等に使用する場合	3,990	1,190	5,180	5,880	1,760	7,640	5,880	1,760	7,640	9,870	2,960	12,830	11,860	3,550	15,410	15,750	4,720	20,470																							
第1研修室 第2研修室	教育目的 及びアマ チュアス ポーツに 使用する 場合	310	90	400	420	120	540	420	120	540	630	180	810	840	250	1,090	1,050	310	1,360																							
		70%減額した使用料			120			160			160			240			320			400																						
	営業又は興行等に使用する場合	3,250	970	4,220	4,940	1,480	6,420	4,940	1,480	6,420	8,190	2,450	10,640	9,750	2,920	12,670	13,000	3,900	16,900																							
		その他集会等に使用する場合	420	120	540	630	180	810	630	180	810	940	280	1,220	1,150	340	1,490	1,570	470	2,040																						
トレーニング機械使用料(1人1日)			中学・高校 100、一般 210																																							
備考	1. 開館時間前に使用したときは、午前の規定使用料、閉館時間を超えて使用した時は、夜間の規定使用料のそれぞれ1時間当たりの額にその額の30%を加算した額の使用時間数の額を徴収する。 2. 暖房料は、暖房を使用している期間、規定使用料の30%を加算して徴収する。 3. 特設電力量、臨時電灯料は、その都度実費を徴収する。 4. 1及び2において、それぞれ30%加算した額に、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。 5. 70%減額の使用料は、規定使用料と加算された暖房料の合計額から70%減額する。 (各々から減額しない)																																									
	(例) 17時～22時の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>1時間 当たり</th> <th>30%加算</th> <th>超過料</th> <th>10円未満 切捨て</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>73,190円</td> <td>÷ 4</td> <td>× 1.3</td> <td>= 23,787円</td> <td>≒ 23,780円</td> </tr> <tr> <td>第1研修室</td> <td>4,940円</td> <td>÷ 4</td> <td>× 1.3</td> <td>= 1,606円</td> <td>≒ 1,600円</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td>4,940円</td> <td>÷ 4</td> <td>× 1.3</td> <td>= 1,606円</td> <td>≒ 1,600円</td> </tr> </tbody> </table>															区分	使用料	1時間 当たり	30%加算	超過料	10円未満 切捨て	体育館	73,190円	÷ 4	× 1.3	= 23,787円	≒ 23,780円	第1研修室	4,940円	÷ 4	× 1.3	= 1,606円	≒ 1,600円	第2研修室	4,940円	÷ 4	× 1.3	= 1,606円	≒ 1,600円			
区分	使用料	1時間 当たり	30%加算	超過料	10円未満 切捨て																																					
体育館	73,190円	÷ 4	× 1.3	= 23,787円	≒ 23,780円																																					
第1研修室	4,940円	÷ 4	× 1.3	= 1,606円	≒ 1,600円																																					
第2研修室	4,940円	÷ 4	× 1.3	= 1,606円	≒ 1,600円																																					

根室市温水プール使用料

(単位：円)

プ ル 使 用 料	区分	1人1回	回数券(12枚綴り)	備考	
	幼児(3才以上)	100	1,000	幼稚園・学校等の教育課程で使用する場合を除く	
	小・中学生	210	2,100		
	高校生	310	3,100		
	高齢者	250	2,500	65歳以上70歳未満	
	一般	500	5,000		
	コース占有使用料(1時間1コース)	公認コース 1,050		低学年コース 520	
研修室使用料 (104.92 m ²)	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間
	310	420	420	630	840
研修室が未使用の場合は卓球ができます。					
トレーニング機械使用料 (1日券)	中学・高校生 100		一般 210		
	トレーニング室は講習会を受けた方のみ使用できます ただし、認定書を取得した人(高校生を除く)と同伴の場合は使用できます。				

※70歳以上無料、利用目的、団体等により減免あり。